

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 27 日

四日市市長 田中 俊行

四日市市規則第 27 号

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市国民健康保険条例施行規則（昭和 40 年四日市市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式の 2 を次のように改める。



附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則の施行の日前に改正前の四日市市国民健康保険条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市国民健康保険条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

( 健康福祉部保険年金課 )